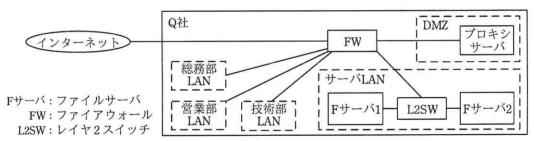
## 問3 PCのマルウェア対策に関する次の記述を読んで、設問1~3に答えよ。

Q 社は,従業員 100 名の金属加工会社である。Q 社には,総務部,営業部及び技術部がある。

Q社では、全従業員にPCを貸与している。総務部員のPCは総務部LANに、営業部員のPCは営業部LANに、技術部員のPCは技術部LANに接続されている。業務に必要なソフトウェアを自らインストールして使用したいという各部からの要求に対応するために、貸与しているPCの従業員の利用者IDに管理者権限を付与している。

# [Q社のネットワーク構成]

Q 社の情報システムの管理は、総務部情報システム係の D 主任と E さんが行っている。Q 社のネットワーク構成を図1に示す。



注記1 PCの記載は省略している。

注記2 プロキシサーバには、グローバル IP アドレスを固定で割り当てている。

注記 3 総務部 LAN, 営業部 LAN 及び技術部 LAN 内の各 PC, 並びに F サーバ 1 及び F サーバ 2 には、プライベート IP アドレスを固定で割り当てている。

図1 0 社のネットワーク構成(抜粋)

Fサーバ1及びFサーバ2には、PC上のWebブラウザを使ってアクセスする。利用者 ID 及びパスワードでログインした後、ファイルの格納及び取り出しが行える。 Fサーバ1、Fサーバ2及びPCのそれぞれのhostsファイルには、プロキシサーバ、Fサーバ1及びFサーバ2のホスト名とIPアドレスが登録されている。

プロキシサーバの機能概要を表1に示す。

表1 プロキシサーバの機能概要(抜粋)

機能名	機能概要
URL フィ	・V 社の URL フィルタリングソフトが組み込まれており, URL フィルタリングル
ルタリング	ール(以下,UF ルールという)を用いて,指定した URL へのアクセスを許可又
機能	は拒否することができる。
	・UF ルールは、アクセス元の IP アドレス範囲ごとにそれぞれ別のルールを設定す
	ることができる。
	・一つの UF ルールは,次の三つのリストから成り,上から順に適用される。
	- 管理者許可リスト:管理者が設定できる,アクセスを許可する URL のリスト
	- 管理者拒否リスト:管理者が設定できる,アクセスを拒否する URL のリスト
	- V 社拒否リスト: V 社が提供する,アクセスを拒否する URL のリスト
	・管理者許可リストに,"全て"と記載すると,全ての URL へのアクセスが許可さ
	れる。管理者拒否リストに,"全て"と記載すると,管理者許可リストで許可し
	た URL 以外の URL へのアクセスが拒否される。管理者許可リストに何も設定し
	ないと、そのリストはスキップされる。管理者拒否リストも同様である。
	・どの UF ルールにも該当しない場合は,アクセスは許可される。
ログ機能	・アクセスの日時、アクセス元 IP アドレス、URL 並びに、許可又は拒否の結果を
	アクセスログとして保存する。

注記1 V 社拒否リストは、V 社サイトから適時ダウンロードされる。

注記2 Q社では、管理者許可リスト及び管理者拒否リストに何も設定していない。

Q 社では、PC 及びサーバに、V 社のマルウェア対策ソフトを導入し、リアルタイムスキャンを有効にしている。マルウェア定義ファイルは、PC では起動時及び毎朝9時に、サーバでは毎朝9時に、自動でV社のマルウェア定義ファイル配布サイト(以下、V社配布サイトという)にHTTPSで接続し、更新している。PCの利用者及びサーバの管理者は、マルウェア対策ソフトの画面の操作によってマルウェア定義ファイルを手動で更新することもできる。さらに、別のPCを用いてマルウェア定義ファイルをV社配布サイトから手動でダウンロードし、そのファイルを保存したDVD-Rを用いて更新することもできる。Fサーバ1及びFサーバ2がインターネットと通信するのは、マルウェア定義ファイルの更新時だけである。

F サーバ1及びF サーバ2に、OS 及びアプリケーションソフトウェアの脆弱性修正プログラムを適用する場合、E さんが、各ベンダのサイトから脆弱性修正プログラムを PC にダウンロードして DVD-R に保存し、サーバに適用している。

E さんは、週次アクセスログ調査として、毎週月曜日の 10 時に、前週の月曜日から日曜日までのFサーバ1及びFサーバ2へのアクセスログを調査している。

FW は、ステートフルパケットインスペクション型である。FW では、アドレス変換機能を使用していない。FW のフィルタリングルールを表 2 に示す。

表 2 FWのフィルタリングルール

項番	送信元	宛先	サービス	動作
1	プロキシサーバ	インターネット	HTTP, HTTPS	許可
2	サーバ LAN,総務部 LAN, 営業部 LAN,技術部 LAN	プロキシサーバ	代替 HTTP <sup>1)</sup>	許可
3	総務部 LAN,営業部 LAN,技術部 LAN	Fサーバ1	HTTPS	許可
4	総務部 LAN,営業部 LAN,技術部 LAN	Fサーバ2	HTTPS	許可
:	1	i	:	
9	全て	全て	全て	拒否

注記1 項番が小さいルールから順に、最初に一致したルールが適用される。

注記2項番5~8には、HTTP及びHTTPSに関するルールはない。

注<sup>1)</sup> 代替 HTTP のポート番号は、8080 である。

## [不審なログインの発見と対応]

E さんが、12月9日月曜日に週次アクセスログ調査をしたところ、12月6日の11時から13時にFサーバ1及びFサーバ2にログインを試みて失敗した記録が多数見つかった。アクセス元は、営業部のGさんのPC(以下、PC-Gという)であった。E さんが、10時40分にGさんに電話で問い合わせたところ、12月6日は、Fサーバ1及びFサーバ2にはログインを試みていないとのことであった。E さんは、PC-Gがマルウェアに感染したおそれがあると考え、①マルウェア感染拡大防止のためのPC-Gの初動対応をGさんに指示した。また、Gさんへの代替PCの貸出しとPC-Gの回収を行い、PC-Gについてはマルウェア感染への対応として、ディジタルフォレンジックスによる調査を行うことにして②必要な情報を取得した。

E さんからマルウェア感染のおそれがあるという報告を受けた D 主任は、PC-G で a という方法を使って b をした後に、フルスキャンを実施するよう E さんに指示した。さらに、図 2 に示すマルウェアへの対処を Q 社全体に指示することにした。

	_
(1) マルウェア対策ソフトによる対処について	
貸与している PC で, c という方法を使って b をした後, フルスキャンを	
実施する。	
(2) 報告について	
上記(1)の結果を情報システム係に報告する。	

図2 マルウェアへの対処

E さんは、PC-G のフルスキャンで検出されたマルウェア(以下、マルウェア X という)の駆除を 16 時に完了した。E さんは、マルウェア X への感染の経緯を確認するために、G さんに PC-G の使用状況をヒアリングした。

E さんは、図3に示す調査結果を、12月10日の13時にD主任に報告した。

### (1) G さんの PC-G の使用状況

- ·12月6日9時にPC-Gを起動した。
- ・10 時に、インターネットの検索サイトでファイル比較ツールを検索した。検索して見つかったサイト(以下、サイト P という) にあったツール P をダウンロードした。その後、管理者権限を用いてツール P をインストールした。
- ·11 時にツール P を起動した。
- ・17 時に PC-G をシャットダウンした。
- $\cdot$  12月6日は、F サーバ1及びF サーバ2にはログインしていない。
- ·12月9日9時に、PC-Gを起動した。
- (2) マルウェア X に関する情報
  - ·V社のサイトに、マルウェアXに関する次の情報が掲載されていた。
    - マルウェア X は、ツール P を装っている。
    - C&C サーバの URL のリスト (以下、Cリストという) がマルウェア中に保持されている。
    - マルウェア中のパスワードリストを使って、hosts ファイルに登録されている機器へのログインを試行する。ログインが成功すると、その機器からファイルをダウンロードし、C&Cサーバにアップロードする。
  - ·V 社は、マルウェア X に対応したマルウェア定義ファイルを 12月9日 10時にリリースした。
- (3) V社拒否リストに関する情報
  - ·Cリストに登録されている URLは、11月25日にV社拒否リストに追加されていた。
- (4) プロキシサーバのアクセスログの調査
  - ・アクセス元 IP アドレスが PC-G であるアクセスを,プロキシサーバのアクセスログで,12 月9日17時から3か月遡って調査した。調査の結果,C リスト中の URL へのアクセスは,12月6日に1件だけであり,そのアクセスは URL フィルタリング機能で拒否されていた。

#### (省略)

- (7) その他
  - ・12月9日17時に、Q社全体でのフルスキャンでマルウェアは検出されなかったことを確認した。
  - ・12 月 9 日 0 時から 17 時までの F サーバ 1 及び F サーバ 2 のアクセスログに、ログインの失敗の記録はなかった。

### 図3 調査結果

報告を受けた D 主任は、プロキシサーバに関して次の 2 点を指示した。

- ・Q社内からサイトPに接続できないようにするための管理者拒否リストの設定変更
- · ③プロキシサーバのアクセスログに関して調査すべき範囲の漏れをカバーするための追加調査

Eさんは、設定変更したこと、及び追加調査の結果、問題がなかったことをD主任に報告した。D主任とEさんは、図3、設定変更の実施及び追加調査の結果を総務部長に報告した。総務部長は、今回のマルウェアXの感染を踏まえ、追加のマルウェア対策の検討を指示した。D主任とEさんは、次の項目を検討することにした。

項目1:万が一マルウェアに感染した場合の被害拡大を防ぐ対策

項目2:マルウェア感染のリスクを低減する対策

### 〔項目1の検討〕

D主任とEさんは、PCがマルウェアに感染した場合、Fサーバ1及びFサーバ2にも影響があり得ると考えた。そこで、従業員が、所属している部以外のLANにPCを接続することを禁止した上で、FW及びプロキシサーバの設定変更の案を次のとおりまとめた。

- ・F サーバ1の利用者を総務部員及び営業部員に、F サーバ2の利用者を技術部員に それぞれ振り分けて、 ④FW のフィルタリングルールのうちの二つのルールについ て、送信元を変更する。
- ・サーバ LAN とインターネットとの間の通信を運用に必要なものだけにするために、 アクセス元がサーバ LAN の UF ルールを表 3 のとおりに設定する。

リスト	URL	
管理者許可リスト	d	
管理者拒否リスト	e	
V 社拒否リスト	(省略)	

表 3 アクセス元がサーバ LAN の UF ルール

D主任とEさんは、設定の変更は直ちに実施できると考え、変更内容を総務部長に 報告し、許可を得て設定を変更した。

# 〔項目2の検討〕

D主任とEさんは、マルウェア感染のリスクを低減するために、管理者権限の付与は、情報システム係の利用者 ID に限定するのがよいと考えた。さらに、あらかじめ

登録した実行ファイルだけの実行を、ファイルのハッシュ値を比較することによって許可するソフトウェア(以下、Y ソフトという)の導入を検討することにした。E さんは、Y ソフトを利用する上で注意点はないのかと、D 主任に質問した。D 主任は、次のように答えた。

- ⑤ハッシュ値の登録変更が必要になる場合がある。
- ⑥ある種のマルウェアでは実行を禁止できない。

D主任とEさんは、Yソフトのメリットとデメリットの確認、及び導入案の作成を 進めた。

設問1 〔不審なログインの発見と対応〕について、(1)~(4)に答えよ。

- (1) 本文中の下線①について、初動対応の内容を15字以内で述べよ。
- (2) 本文中の下線②について、どのような情報か。10字以内で答えよ。
- (3) 本文中の a に入れる適切な方法を 35 字以内で,本文及び図 2 中の b に入れる適切な対応を 20 字以内で,図 2 中の c に入れる適切な方法を 25 字以内でそれぞれ述べよ。
- (4) 本文中の下線③について, 追加調査の範囲を 25 字以内で具体的に述べよ。 設問2 〔項目1の検討〕について, (1), (2)に答えよ。
  - (1) 本文中の下線④について、変更する二つのルールの項番と、それぞれの変 更後のルールにおける送信元の内容を答えよ。
- (2) 表3中の d , e に入れる適切な設定内容を答えよ。設問3 [項目2の検討] について、(1)、(2)に答えよ。
  - (1) 本文中の下線⑤について、どのような場合か。30 字以内で具体的に述べよ。
    - (2) 本文中の下線⑥について、どのようなマルウェアか。35 字以内で具体的に述べよ。